

植物検疫のお知らせ

イラン・イスラム共和国へ渡航される方へ

日本からイラン・イスラム共和国へ持ち込む植物(果物・野菜等)には、イラン・イスラム共和国で規制されているものもあります。日本からのおみやげが、持ち込みができずに放棄することにならないよう、出国前にイラン・イスラム共和国の規制を調べておく必要があります。

また、イラン・イスラム共和国には日本にはいない「植物の病気や害虫」が発生しています。これらが日本に侵入すると、農業や緑などに大きな被害が出る可能性があるため、植物の日本への持ち込みにはいろいろな制限が設けられています。この規制は旅行者がおみやげとして持ち帰るものにも適用されます。

この規制を知らずに、持ち込みできないものを持ち帰り、帰国時にそれらを放棄しなくてはならない事例も数多く起きていますのでご注意ください。

1. 日本からイラン・イスラム共和国への植物の持ち込みについて

諸外国でも日本と同様に、自国に病虫害を侵入させないために「植物検疫」を行っています。国や植物の種類によって「輸入禁止」「検査」「消毒」などさまざまな条件が設けられており、日本から植物を持ち出す際には輸入国の検疫要求に合っているかどうかについて植物防疫所で確認しています(輸出検疫)。

諸外国の植物検疫条件については改正されることがあるため、植物防疫所ホームページやこのお知らせに掲載した内容も変更となる可能性があります。詳しいことや不明なこと等については、植物防疫所または渡航先の政府機関等にご確認ください。

輸出検疫を受けるには？

輸出検疫を受ける場合は、「植物等輸出検査申請書」を検疫を受けようとする植物防疫所に提出してください。

輸出検疫は全国の海港や空港に所在する植物防疫所で行います。

輸出検疫はまず、輸入国の輸入禁止品に該当しないか、輸入国から特別な検疫を要求されていないかどうかを確認します。輸入国の検疫要求に応じて、検疫対象の病虫害の付着や寄生の有無について、さまざまな検疫を行います。栽培地での検査や特別な検疫条件が要求されている植物は、検疫に長期間を必要とすることがありますので、詳しくは、お近くの植物防疫所へお問い合わせください。

この輸出検疫に合格したものについて、「植物検疫証明書(Phytosanitary Certificate)」が発給されますので、この証明書を輸出植物に添付し輸出してください。

輸出検疫にはどれくらいの時間がかかるの？

輸入国から栽培地検査や特定の室内検定などの特別の要求がない植物の場合には、それほど時間はかかりません。ただし、出国当日に空港の植物防疫所で検疫を受ける場合は、混雑時には通常よりも長い時間がかかることもありますので、検疫を希望される方は事前にご連絡をいただきますよう、ご協力をお願いします。



輸出検疫を受けずに植物を持ち出したらどうなる？

植物防疫法では、輸入国が輸出国の検疫証明を必要としている場合、その検疫に合格したものでなければ輸出できないと定めています。また、検疫を受けずに輸出した場合、それが輸入国の輸入禁止品に該当したり、輸入のための要求を満たしていない場合には、輸入国の法律によって処分されることがあります。あらかじめ輸出検疫が必要であるかどうかについては、お近くの植物防疫所にお尋ねいただくか、又は輸入国の植物防疫機関に直接お問い合わせください。

他の国にも同じような規制があるんですか？

諸外国から我が国に対して、さまざまな植物検疫上の要求(輸出条件)が来ています。

植物防疫所ホームページでは、主な国からの要求事項を検索することができます。ホームページの「統計・情報データベース」のうち「輸出入条件に関するデータベース」をご活用ください。

輸出入条件に関するデータベース

URL: http://www.pps.go.jp/inss/pps/srchinfo/srch_top.jsp

イラン・イスラム共和国へ持ち込めない植物は？

イラン・イスラム共和国が持ち込みを禁止している主な植物等です。

果樹生果実
ジャガイモ
イネモミ
土、粘土、砂 など

注:ここに記載のないものや不明な点は、植物防疫所にお問い合わせください。

2. イラン・イスラム共和国から日本への植物の持ち込みについて

イランから日本への持ち込みができないもの

果物

リンゴ、ナシ、モモ、サクランボ、ビワなどの生果実やクルミ核子は日本へ持ち込むことが禁じられています。

野菜

トマト、ナス、トウガラシなどの果菜類(茎や葉を含む)は日本に持ち込めません。
また、栽培可能なルバーブ、アブラナの仲間、サトウダイコンの仲間は、輸出国(イラン)の栽培地検査を受け、その証明書をつけなくてはならないため持ち込むことが難しいです。

苗木

リンゴ、ナシ、カリン、ボケなどの仲間の苗木は持ち込むことが禁じられています。

そのほかにも「土」「土の付いた植物」「イネワラ、ムギワラ、モミガラが含まれるもの」「植物病原体・害虫」なども日本へ持ち込めません。
ここに記載のないものについては、植物防疫所にお問い合わせください。

2004年にイランから持ち込まれた 主な輸入禁止植物類(生果実・野菜等)

・リンゴ	125件
・トマト	64件
・サクランボ	17件
・スモモ	13件
・ブルーベリー	5件
・クルミ核子	4件

リンゴが非常に多いのは機内食で提供されているためです。

他国を経由して来る場合は要注意！！

イランから日本へ来るのに東南アジアやヨーロッパなどを経由して来たという話を伺います。

東南アジアやヨーロッパとイランでは、日本が侵入を警戒している病害虫が異なるため、持ち込みのできない植物の種類も異なります。

上記の「イランから持ち込みできないもの」で紹介した以外の持ち込み可能とされる植物でも東南アジアやヨーロッパを経由するとほとんどの果実類は持ち込みできなくなります。

持ち込みたい場合は、イランにおいて植物検疫の証明書を取得し、植物を入れた容器包装を輸送中病害虫の侵入の無いよう完全に梱包し、輸送途中梱包の破損のないようにして持ち込むようお願いいたします。

空港の免税店の果物は持ち帰れるか？

空港内の免税店で生の果物が販売されていることがありますが、これら免税店商品であっても、植物検疫の規制が免除されるわけではありません。

また、免税店に限らず、「日本に持っていても大丈夫」という言葉で販売をしている所もあるようですが、中には日本の植物防疫法の規制を十分に知らずに日本に持ち帰れないものを販売している事例もあるようです。ご注意ください。

輸入禁止の果物を持ち帰ると罰金？逮捕？

「植物防疫法」では植物類を海外から持ち込む際には、必ず植物防疫官の検疫を受けなくてはならないことになっています。

万一、知らずに輸入が禁止されているものを持ち帰ってしまったとしてもこの検疫(検査)の際に「禁止品の放棄」をしていただければ、直ちに何らかの罰則が適用されることはありません。

問題となるのは、持ち主の方が何ら申告をせずに税関での入国手続きをおこなってしまう、または虚偽の申告をした場合です。この場合、申告義務を怠っていたと見なされてしまうことがあります。また、「個人用だから」「少量だから」といった理由で植物検疫を受けない場合も申告義務違反になります。

植物類を持っている場合は**必ず税関検査の前に植物検疫を受けてください。**

- ・申告をすれば罰則はありません
- ・申告をしない場合には罰則が適用されることがあります

イランにはどんな病気や害虫がいるの？

イランでは、我が国が侵入を警戒している植物の病気や害虫として

- 「コドリंगा」
 - 「タバコベと病菌」
 - 「ヘシアンパエ」
 - 「火傷病菌」
 - 「テンサイシストセンチュウ」
- の発生が確認されています。

それほど危険な害虫や病気なのか？

特に、「タバコベと病菌」について被害状況と過去の経緯を紹介すると、

名前に「タバコ」とあるようにタバコはもとより仲間であるナスやトマト、ピーマン、トウガラシなどの植物を枯死させる病菌です。

オーストラリア原産と言われており、これがアメリカに渡って苗床の被害が95%にのぼるなどの猛威をふるい、更にヨーロッパにまで広がりました。ヨーロッパに広がった原因はこの病菌の殺菌剤研究のためにイギリスの農業会社がアメリカから導入したことによるとい、日くを持っています。

トトには感染しませんが、多くの野菜に被害を与える恐ろしい病菌です。

イランからは何が持ち込めるの？

日本に生の状態で持ち込める果物は？

- ・カンキツ類 注
- ・ザクロ 注
- ・メロン、スイカ 注
- ・パインアップル
- ・ココヤシ 等

注
これらは東南アジアやヨーロッパを経由すると持ち込みできません。

そのほかにイランから日本によく来る農産物は？

- ・コメ(玄米か精米:ただし、イネモミやイネワラがあると持ち込みできません)
- ・マメ類
- ・香辛料 等

これらについても検査を受けて、病気や害虫、土などが付着していないものであることを植物防疫官により確認されなければなりません。

植物防疫(事務)所は、農作物の害虫や病気を対象にした検疫や防除に関わる業務を行う農林水産省の機関です。

輸出入(海外との物資の移動)に関しては、全国各地の空港・海港において、検疫所(厚生労働省)・動物検疫所(農林水産省)・税関(財務省)などとともに日本の国益を保護するための活動を行っています。

世界各地では、穀類や果物、野菜類の栽培に非常に大きな被害を与える害虫や病気が発生しているため、これらの日本への侵入・まん延を阻止しなくてはなりません。



(植物検疫の対象となるもの)

- 種・球根・苗・苗木(穂木)
- 切花・切り枝・ドライフラワー
- 果物・野菜・穀類・豆類・香辛料・薬用植物
- 植物を材料としたもの
- その他(土・昆虫・キノコ・菌類など)

植物検疫はどこで受けるの？

日本への入国時に手荷物として植物類をお持ちの方は、ご自分の手荷物を持って、税関ブースを通る前に植物検疫を受けてください。

植物検疫カウンターは税関ブースの手前に設置されています。

お問い合わせください！

この作成物について、または植物の輸入・輸出等に関することについて疑問点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、「植物防疫所ホームページ」では、お近くの植物防疫(事務)所の連絡先や、植物防疫所に関する様々な情報を掲載しております。日本語でインターネットを利用できる環境であればどこからでも見ることができますので、是非ご利用ください。

URL: <http://www.pps.go.jp/>

主な問い合わせ先(空港内)

成田支所(成田空港) 第1PTB	0476-32-6694
第2PTB	0476-34-2352
中部空港支所	0569-38-8433
関西空港支所	0724-55-1936
福岡空港出張所	092-477-7575
那覇空港出張所	098-857-0054